

薬事検査結果（令和6年度）

健康被害の未然防止のため、医療局医療安全課の依頼により、いわゆる健康食品と称して販売されている製品（痩身または強壮効果を目的とする製品）の「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（医薬品医療機器等法）で規制される成分検査を行っています。

令和6年度は「ダイエット」、「痩身」等を標ぼうするいわゆる健康食品15検体について、センナ、フェンフルラミン、N-ニトロソフェンフルラミン、エフェドリン、プソイドエフェドリン、メチルエフェドリン、ノルエフェドリン、甲状腺ホルモンの検査を行いました。その結果、いずれの成分も検出されませんでした。

また、強壮効果を標ぼうするいわゆる健康食品15検体について、メチルテストステロン、ヨヒンビン、シルデナフィル、タダラフィル、バルデナフィル、ホンデナフィル、キサントアントラフィル、チオキナピペリフィルの検査を行いました。その結果、いずれの成分も検出されませんでした。

表 令和6年度いわゆる健康食品中の規制成分検査結果

「ダイエット」、「痩身」等を標ぼうするいわゆる健康食品

検査項目	検査検体数	検出検体数
センナ	15	0
フェンフルラミン	15	0
N-ニトロソフェンフルラミン	15	0
エフェドリン	15	0
プソイドエフェドリン	15	0
メチルエフェドリン	15	0
ノルエフェドリン	15	0
甲状腺ホルモン(L-チロキシン、3, 3',5-トリヨード L-チロニン)	15	0

強壮効果を標ぼうするいわゆる健康食品

検査項目	検査検体数	検出検体数
メチルテストステロン	15	0
ヨヒンビン	15	0
シルデナフィル	15	0
タダラフィル	15	0
バルデナフィル	15	0
ホンデナフィル	15	0
キサントアントラフィル	15	0
チオキナピペリフィル	15	0

【 理化学検査研究課 薬事・家庭用品担当 】